

鳥取労働局発表
令和3年1月15日

担	職業安定部 職業対策課 課長 博田 勝彦
当	地方障害者雇用担当官 長瀬 博信
	TEL 0857-29-1708

鳥取県における令和2年「障害者の雇用状況」集計結果

－ 雇用率は0.09ポイント改善し2.37%と過去最高！ －

鳥取労働局（局長 ^{いしだ さとし} 石田 聡）は、令和2年度6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【令和2年の結果等におけるポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.2%）における状況について

- ① 雇用障害者数は、1,512.5人となり、過去最高を更新し、算定の基礎となる労働者数（63,950.0人）も過去最高となった結果、障害者の実雇用率は、2.37%となり、前年に比して0.09ポイント上昇した。
なお、全国平均（2.15%）を0.22ポイント上回った。
- ② 法定雇用率達成企業割合は63.0%となり、前年度に比して4.4ポイント上昇した。
全国平均（48.6%）を14.4ポイント上回った。

2 地方公共団体等（同2.5%、県・市町村の教育委員会は2.4%）における状況について

- ① 県の機関（3機関）は、全ての機関で達成した。
- ② 県・市町村教育委員会は、1機関が未達成であった。
- ③ 市町村の機関（28機関）は、4機関が未達成であった。
- ④ 独立行政法人等（3機関）は、1機関が未達成であった。

3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し労働局幹部が指導を行い一部改善されたが、引き続き全機関が達成となるよう助言、指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率〔総括表、1(1)概況〕

- ① 一般の民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）における障害者雇用数は1,512.5人（実人数1,373人）で、前年より54.5人増加した（実人数は前年より65人増加した）。
このうち、身体障害者は814.0人（実人数625人）、知的障害者は435.5人（実人数470人）、精神障害者は263.0人（実人数278人）であった。
- ② 令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間の新規雇用者数は160.5人で、前年新規雇用者数と比べ34.0人減少した。
- ③ 雇用率は、2.37%で前年より0.09ポイント上回った。
- ④ 法定雇用率達成企業（298企業）の割合は63.0%で、前年より4.4ポイント上回った。

○産業別の状況〔1(2)産業別の雇用状況〕

- ① 産業別の障害者雇用数は、医療、福祉で494.0人（前年差12.0人増）、製造業で335.0人（前年差5.0人減）、卸売業、小売業で232.5人（前年差21人増）、サービス業で112.0人（前年差4.5人増）、となった。増加人数が多かった産業は、卸売業、小売業、医療、福祉、次いで金融業、保険業であった。
- ② 雇用率は、生活関連サービス業、娯楽業で6.48%（前年差0.07ポイント増）、サービス業2.91%（前年差0.11ポイント増）、医療、福祉で2.66%（前年差0.03ポイント増）、農、林、漁業で2.40%（前年差0.48ポイント減）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、農、林、漁業80.0%（前年差20.0%減）、サービス業で75.7%（前年差5.4%増）、製造業で73.1%（前年差7.0%増）、建設業で66.7%（前年同）、医療、福祉65.1%（前年差2.5%増）、生活関連サービス業、娯楽業で64.3%（前年差4.3%増）となった。

○企業規模別の状況〔1(3)企業規模別の雇用状況〕

- ① 企業規模別に見ると、45.5人～100人未満規模企業で323.5人（前年差3.0人増）、100～300人未満規模企業で670.5人（前年差31.0人増）、300～500人未満規模企業で195.0人（前年8.0人増）、500人～1,000人未満規模企業で245.5人（前年差7.5人増）、1,000人以上規模企業で78.0人（前年差5.0人増）となった。
- ② 雇用率は、45.5人～100人未満規模企業で1.95%（前年同）、100～300人未満規模企業で2.56%（前年差0.11ポイント増）、300～500人未満規模企業で2.59%（前年差0.1ポイント増）、500～1,000人未満規模企業で2.27%（前年差0.1ポイント増）、1,000人以上規模企業で2.71%（前年差0.13ポイント増）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業では54.9%（前年差2.5ポイント増）、100～300人未満規模企業で72.3%（前年差6.6ポイント増）、300～500人未満規模企業で81.8%（前年差18.2ポイント増）、500～1,000人未満規模企業で58.8%（前年差5.9ポイント減）、1,000人以上規模企業100%（前年度同）となった。

○独立行政法人等の状況〔総括表〕

独立行政法人等（40.0人以上規模の法人：法定雇用率2.5%）における実雇用率は、2.10%で前年より0.34ポイント減少した。

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況〔総括表、2(1)県の機関〕

県の機関（職員数 40.0 人以上：法定雇用率 2.5%）における実雇用率は、3.11%で前年より 0.04 ポイント上昇した。

○県・市町村教育委員会における在職状況〔総括表、2(3)教育委員会〕

県・市町村教育委員会（職員数 42.0 人以上：法定雇用率 2.4%）の実雇用率は、2.40%で前年より 0.24 ポイント上昇した。

○市町村の機関における在職状況〔総括表、2(2)市町村の機関〕

市町村の機関（職員数 40.0 人以上：法定雇用率 2.5%）の実雇用率は、2.60%で前年より 0.04 ポイント上昇した。

総括表

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率2.2%)

区 分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	63,950.0 人 (63,851.0 人)	1,512.5 人 (1,458.0 人)	2.37 % (2.28 %)	298 / 473 (277 / 473)	63.0 % (58.6 %)
全 国	26,866,997.0 人 (26,585,858.0 人)	578,292.0 人 (560,608.5 人)	2.15 % (2.11 %)	49,956 / 102,698 (48,898 / 101,889)	48.6 % (48.0 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

区 分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,664.5 人 (4,393.0 人)	145.0 人 (135.0 人)	3.11 % (3.07 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
全 国	355,407.5 人 (345,606.0 人)	9,699.5 人 (9,033.0 人)	2.73 % (2.61 %)	142 / 159 (122 / 158)	89.3 % (77.2 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.5%)

区 分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	8,937.0 人 (7,510.0 人)	232.0 人 (192.0 人)	2.60 % (2.56 %)	24 / 28 (24 / 27)	85.7 % (88.9 %)
全 国	1,301,864.5 人 (1,200,580.0 人)	31,424.0 人 (28,978.0 人)	2.41 % (2.41 %)	1,741 / 2,466 (1,766 / 2,441)	70.6 % (72.3 %)

(3)都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

区 分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	5,216.0 人 (5,104.5 人)	125.0 人 (110.5 人)	2.40 % (2.16 %)	1 / 2 (0 / 1)	50.0 % (0.0 %)
全 国	729,247.5 人 (714,968.5 人)	14,955.0 人 (13,477.5 人)	2.05 % (1.89 %)	39 / 100 (38 / 100)	39.0 % (38.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

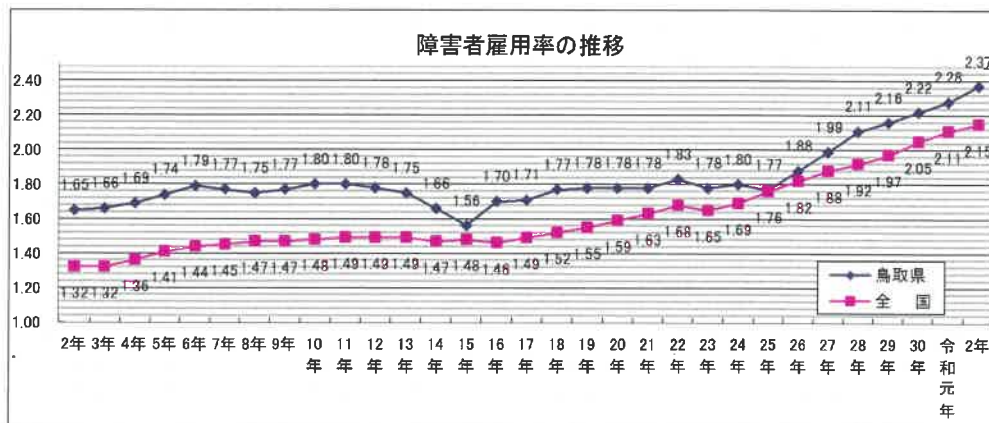
区 分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,290.5 人 (2,251.0 人)	48.0 人 (55.0 人)	2.10 % (2.44 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)
全 国	446,150.5 人 (440,944.0 人)	11,759.5 人 (11,612.0 人)	2.64 % (2.63 %)	279 / 354 (282 / 352)	78.8 % (80.1 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
①平成29年6月2日以降に採用された者であること。
②平成29年6月2日より前に採用された者で同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算入されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

項目 年	鳥 取 県						全 国	
	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	割 合	障害者数	実雇用率
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	56.4	366,199.0	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	56.6	382,363.5	1.69
25年	394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	53.6	408,947.5	1.76
26年	413	58,791.5	1,107.5	1.88	209	50.6	431,225.5	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	54.8	453,133.5	1.88
28年	423	60,313.5	1,271.0	2.11	250	59.1	474,374.0	1.92
29年	427	60,953.0	1,316.0	2.16	255	59.7	495,795.0	1.97
30年	471	63,034.5	1,402.5	2.22	266	56.5	534,769.5	2.05
令和元年	473	63,851.0	1,458.0	2.28	277	58.6	560,608.5	2.11
2年	473	63,950.0	1,512.5	2.37	298	63.0	578,292.0	2.15
対前年	0	99.0	54.5	0.09	21	4.4	17,683.5	0.04



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年度以降 平成22年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.1%となっている。

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用率算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者		B. 重度身体障害者及び重度知的障害者 時間労働者		C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神上障害者 (注4)				D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神上障害者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5
			人	人	人	人						
鳥取県	473	63,950.0	234	53	897	189	1,512.5	160.5	2.37	298	63.0	
	(473)	(63,851.0)	(235)	(44)	(859)	(170)	(1,458.0)	(194.5)	(2.28)	(277)	(58.6)	
全 国	102,688	26,866,997.0	122,795	17,084	291,126	48,984	578,232.0	57,630.0	2.15	49,956	48.6	
	(101,889)	(26,585,858.0)	(121,377)	(16,845)	(278,430)	(45,159)	(560,608.5)	(62,015.0)	(2.11)	(48,898)	(48.0)	

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者	c. 重度以外 障害者	d. 重度以外 障害者	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者	c. 重度以外 障害者	d. 重度以外 障害者	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者	c. 重度以外 障害者	d. 重度以外 障害者	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者	c. 重度以外 障害者	d. 重度以外 障害者	
鳥取県	1,512.5 (1,458.0)	213 (214)	49 (39)	315 (312)	48 (46)	814.0 (802.0)	61.5 (88.5)	21 (21)	4 (5)	334 (319)	111 (96)	435.5 (414.0)	204 (185)	74 (71)	204 (185)	263.0 (242.0)	52.0 (57.0)
全国	578,292.0 (560,008.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	356,093.0 (354,134.0)	25,134.0 (28,337.0)	21,028 (20,537)	4,405 (4,844)	77,885 (73,679)	19,722 (18,572)	134,207.0 (128,383.0)	67,801 (59,737)	26,115 (23,193)	67,801 (59,737)	14,315 (13,511)	19,077.5 (19,445.0)

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用率算定の基 礎となる労働者数	③ 労働者の数										④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
			A. 全労働者					B. 正社員等								C. 派遣以外の パート・アルバイト等 の労働者及びパート・アルバイト等 以外の労働者 のうち、知的障害者、 知的障害者、<

注 1 1 ①④の表と同じ
※ 産業計はそれぞれの部分加算の総和を示す。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				⑤ 計			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a+b+c+d のうち新規雇用	f. 重度身体障害者	g. 重度身体障害者である短時間労働者	h. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	i. 計 f+g+h	j. 重度身体障害者	k. 重度身体障害者である短時間労働者	l. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	m. 精神障害者	n. 精神障害者である短時間労働者	o. 精神障害者以外の身体障害者である短時間労働者	p. 計 m+n+o	q. 重度身体障害者	r. 重度身体障害者である短時間労働者	s. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	t. 計 q+r+s
産業計	1,512.5 (1,438.0)	213 (214)	49 (39)	315 (312)	48 (48)	814.0 (802.0)	61.5 (80.5)	21 (21)	4 (5)	334 (319)	111 (96)	435.5 (414.0)	204 (185)	74 (71)	44 (43)	263.0 (242.0)	52.0 (37.0)			
農林漁業	8.0 (8.0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	6.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)				
鉱業・採石業・砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)				
建設業	21.0 (21.0)	3 (3)	0 (1)	12 (10)	1 (0)	18.5 (17.0)		0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0.5 (2.0)	1 (2)	1 (0)	1 (0)	2.0 (2.0)				
製造業	335.0 (340.0)	55 (54)	2 (3)	73 (72)	8 (5)	189.0 (185.5)		4 (4)	0 (0)	87 (83)	6 (12)	98.0 (97.0)	44 (45)	5 (16)	3 (9)	48.0 (57.5)				
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)				
情報通信業	21.0 (18.5)	4 (2)	2 (2)	3 (4)	1 (1)	13.5 (10.5)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)	5 (6)	1 (1)	1 (1)	6.0 (7.0)				
運輸業・郵便業	40.0 (36.0)	6 (8)	0 (0)	24 (14)	1 (2)	36.5 (31.0)		0 (0)	0 (0)	2 (3)	1 (0)	2.5 (3.0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1.0 (2.0)				
卸売業・小売業	232.5 (211.5)	31 (30)	11 (9)	37 (35)	7 (7)	113.5 (107.5)		1 (1)	0 (1)	62 (51)	23 (18)	75.5 (63.0)	28 (30)	19 (13)	12 (9)	43.5 (41.0)				
金融業・保険業	40.0 (34.0)	3 (3)	1 (0)	15 (15)	0 (0)	22.0 (21.0)		0 (0)	0 (0)	12 (11)	0 (0)	12.0 (11.0)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	6.0 (2.0)				
不動産業・物品賃貸業	3.5 (1.5)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)				
学術研究・専門・技術サービス業	16.0 (13.0)	5 (4)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	13.0 (10.0)		0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)				
宿泊業・飲食サービス業	26.5 (22.5)	1 (2)	2 (2)	3 (1)	4 (4)	9.0 (9.0)		0 (0)	2 (1)	8 (5)	11 (11)	15.5 (11.5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)				
生活関連サービス業・娯楽業	105.0 (104.5)	8 (6)	1 (1)	8 (7)	0 (0)	25.0 (20.0)		11 (11)	0 (0)	52 (50)	0 (3)	74.0 (73.5)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	6.0 (5.0)				
教育・学習支援業	12.5 (11.0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	1 (2)	10.5 (11.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2.0 (0.0)				
医療・福祉	484.0 (482.0)	73 (76)	27 (19)	83 (95)	22 (22)	267.0 (277.0)		3 (3)	1 (2)	79 (78)	57 (45)	114.5 (108.5)	80 (70)	42 (33)	23 (20)	112.5 (98.5)				
複合サービス事業	45.5 (47.0)	5 (5)	1 (2)	17 (17)	0 (0)	23.0 (29.0)		0 (0)	0 (0)	5 (5)	2 (3)	6.0 (6.5)	10 (8)	2 (5)	1 (2)	11.5 (11.5)				
サービス業	112.0 (107.5)	15 (18)	2 (0)	26 (29)	3 (3)	59.5 (66.5)		2 (2)	1 (1)	24 (21)	8 (3)	33.0 (27.5)	18 (12)	2 (2)	1 (1)	19.5 (13.5)				

注 1 ①②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者ある短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	F. うち新規雇用分					
規模計	企業 473	63,950.0	234	53	897	189	1,512.5	160.5	2.37	企業 238	63.0
	(473)	(63,851.0)	(235)	(44)	(859)	(170)	(1,458.0)	(194.5)	(2.28)	(277)	(58.6)
45.5～ 100人未満	企業 255	16,559.5	40	18	200	51	323.5	44.5	1.95	企業 140	54.9
	(254)	(16,420.5)	(45)	(13)	(193)	(49)	(320.5)	(52.5)	(1.95)	(133)	(52.4)
100～ 300人未満	177	26,184.0	106	19	409	61	670.5	66.5	2.56	128	72.3
	(178)	(26,148.5)	(105)	(17)	(387)	(51)	(639.5)	(79.5)	(2.45)	(117)	(65.7)
300～ 500人未満	22	7,521.5	32	6	116	18	195.0	21.0	2.59	18	81.8
	(22)	(7,496.0)	(33)	(5)	(109)	(14)	(187.0)	(19.0)	(2.49)	(14)	(63.6)
500～ 1,000人未満	17	10,812.0	39	6	141	41	245.5	24.5	2.27	10	58.8
	(17)	(10,955.0)	(37)	(6)	(139)	(38)	(238.0)	(34.5)	(2.17)	(11)	(64.7)
1,000以上	2	2,873.0	17	4	31	18	78.0	4.0	2.71	2	100.0
	(2)	(2,831.0)	(15)	(3)	(31)	(18)	(73.0)	(9.0)	(2.58)	(2)	(100.0)

注 1(1)④の表と同じ

②障害種別雇用状況

① 区分	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
総概計	1,512.5 (1,488.0)	213 (214)	49 (39)	315 (312)	48 (46)	814.0 (802.0)	61.5 (80.5)	21 (21)	4 (5)	334 (319)	111 (96)	435.5 (414.0)	204 (185)	74 (71)	44 (43)	263.0 (242.0)	52.0 (57.0)
45.5～ 100人未満	323.5 (320.5)	36 (41)	16 (10)	73 (74)	13 (13)	167.5 (172.5)	167.5 (172.5)	4 (4)	2 (3)	79 (69)	32 (27)	105.0 (93.5)	37 (39)	17 (20)	11 (11)	51.0 (54.5)	
100～ 300人未満	670.5 (639.5)	91 (90)	18 (16)	126 (126)	16 (16)	334.0 (330.0)	334.0 (330.0)	15 (15)	1 (1)	161 (163)	34 (30)	209.0 (209.0)	101 (80)	32 (23)	21 (18)	127.5 (100.5)	
300～ 500人未満	195.0 (187.0)	31 (32)	6 (5)	48 (45)	7 (7)	119.5 (117.5)	119.5 (117.5)	1 (1)	0 (0)	40 (34)	8 (4)	46.0 (38.0)	25 (25)	6 (8)	3 (5)	29.5 (31.5)	
500～ 1,000人未満	245.5 (238.0)	38 (36)	6 (6)	56 (53)	7 (5)	141.5 (133.5)	141.5 (133.5)	1 (1)	0 (0)	42 (43)	27 (24)	57.5 (57.0)	34 (35)	16 (17)	9 (8)	46.5 (47.5)	
1,000以上	78.0 (73.0)	17 (15)	3 (2)	12 (14)	5 (5)	51.5 (48.5)	51.5 (48.5)	0 (0)	1 (1)	12 (10)	10 (11)	18.0 (16.5)	7 (6)	3 (3)	0 (1)	8.5 (8.0)	

注 1(1)②の表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用率の算出基礎となる職員数					③ 障害者の数			④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者の数	B. 重度身体障害者及び知的障害者の数	C. 重度身体障害者及び知的障害者の数	D. 重度身体障害者及び知的障害者の数	E. 計	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者			
鳥取県	3 (3)	4,664.5 (4,393.0)	44 (44)	6 (4)	48 (40)	145.0 (135.0)	6 (6)	48 (40)	145.0 (135.0)	3.11 (3.07)	3 (3)	100.0 (100.0)
全 国	159 (158)	355,407.5 (345,606.0)	2,496 (2,442)	307 (299)	4,139 (3,594)	9,699.5 (9,033.0)	523 (512)	4,139 (3,594)	1,153.0 (1,155.0)	2.73 (2.61)	142 (122)	89.3 (77.2)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 法定雇用率の算出基礎となる職員数					③ 障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 計	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 計	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 計
鳥取県	145.0 (135.0)	44 (44)	6 (4)	21 (17)	3 (5)	116.5 (111.5)	3 (3)	21 (17)	116.5 (111.5)	9.0 (9.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
全 国	9,699.5 (9,033.0)	2,486 (2,428)	302 (295)	2,863 (2,760)	412 (397)	8,443.0 (8,109.5)	639.5 (639.5)	10 (14)	5 (4)	185 (112)	77 (84)	203 (187)	19 (16)	1 (0)	1 (0)	20.0 (18.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用率の算出基礎となる職員数」とは、職員総数から除かれた職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び知的障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度身体障害者及び知的障害者の数」に精神障害者である短時間障害者Jについては法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成29年6月2日以前に採用された者であること。
②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月3日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは③④のe欄の計である。
- 2 ②a欄の「障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の「重度身体障害者及び知的障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 4 ②③のa、b、c、d、e欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、c、d、e欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成29年6月2日以前に採用された者であること
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
③ ②a欄及び②b欄のうち新規雇用分は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の数 の算定の基礎となる 職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割合 %
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者(注4)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び 知的障害者 である労働 者(注5)	D. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び 知的障害者 である労働 者(注5)	E. 計 A×③+B+C+ D×0.5			
鳥取県	28 (27)	8,937.0 (7,510.0)	49 (44)	4 (5)	122 (90)	16 (18)	232.0 (192.0)	41.5 (37.5)	2.60 (2.56)	85.7 (88.9)
全 国	2,466 (2,441)	1,301,864.5 (1,200,580.0)	7,912 (7,494)	569 (569)	14,507 (12,924)	1,048 (994)	31,424.0 (28,978.0)	3,434.0 (2,899.5)	2.41 (2.41)	70.6 (72.3)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者 である 労働者 （注4）	c. 重度以外 の身体障 害者 （注5）	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者 である 労働者 （注4）	c. 重度以外 の身体障 害者 （注5）	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者 である 労働者 （注4）	c. 重度以外 の身体障 害者 （注5）	a. 重度 障害者	b. 重度 障害者 である 労働者 （注4）	c. 重度以外 の身体障 害者 （注5）
鳥取県	232.0 (192.0)	49 (44)	172.0 (152.5)	59 (55)	4 (11)	20.5 (23.5)	0 (0)	1 (1)	12 (7)	4 (6)	15.0 (11.0)	5.0 (1.0)
全 国	31,424.0 (28,978.0)	7,821 (7,421)	26,554.0 (25,368.5)	10,012 (9,629)	754 (735)	2,136.0 (1,820.5)	91 (73)	46 (39)	818 (682)	191 (180)	1,141.5 (957.0)	251.5 (241.5)

(3) 公的機関の各機関の状況

令和2年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率	④ 不 足 数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,401.0	112.0	3.29	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	952.5	26.0	2.73	0.0	
鳥取県警察本部	311.0	7.0	2.25	0.0	
鳥取県教育委員会	5,171.0	125.0	2.42	0.0	
鳥取市	2,439.5	61.5	2.52	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	1,369.0	35.0	2.56	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	697.0	17.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4⑥)
境港市	346.5	10.0	2.89	0.0	特例認定あり(注4⑤)
岩美町	229.0	7.0	3.06	0.0	特例認定あり(注4③)
若桜町	142.5	5.0	3.51	0.0	
智頭町	206.0	5.0	2.43	0.0	
八頭町	394.0	7.0	1.78	2.0	
三朝町	99.0	3.0	3.03	0.0	
北栄町	311.0	11.0	3.54	0.0	
湯梨浜町	294.0	7.0	2.38	0.0	
琴浦町	293.0	6.5	2.22	0.5	
日吉津村	69.5	1.0	1.44	0.0	
大山町	201.0	4.5	2.24	0.5	注5①
南部町	180.5	5.0	2.77	0.0	
伯耆町	223.5	3.5	1.57	1.5	
日南町	159.0	4.0	2.52	0.0	
日野町	66.0	2.0	3.03	0.0	
江府町	76.5	1.0	1.31	0.0	
鳥取市水道局	116.5	5.0	4.29	0.0	
米子市水道局	119.0	4.0	3.36	0.0	
倉吉市上下水道局	51.0	1.0	1.96	0.0	
鳥取市立病院	339.0	9.0	2.65	0.0	
国民健康保険智頭病院	126.0	7.0	5.56	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	156.5	4.0	2.56	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	71.5	1.0	1.40	0.0	
日野病院組合	101.0	3.0	2.97	0.0	
日野町教育委員会	45.0	0.0	0.00	1.0	注5②
鳥取県西部広域行政管理組合	60.0	2.0	3.33	0.0	
鳥取大学	2,130.5	43.0	2.02	10.0	
鳥取県産業技術センター	68.5	1.0	1.46	0.0	
鳥取環境大学	91.5	4.0	4.37	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
また短時間勤務職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数(その数が負の数となる場合は0.0とする)であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となれば、法定雇用率の達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。

②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と、令和2年7月31日付けで、鳥取市監査委員事務局と特例認定を受けている。

⑤境港市は、平成29年4月3日付けで、境港市教育委員会と特例認定を受けている。

⑥倉吉市は、平成31年2月15日付けで、倉吉市教育委員会と特例認定を受けている。

5 注5①大山町は、令和2年9月1日現在において、障害者雇用総数5.0人 実雇用率2.49 不足数0.0人となっている。

注5②日野町教育委員会は、令和2年11月1日現在において、障害者雇用総数1.0人 実雇用率2.17 不足数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5 %
〔労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5 %
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4 %
(42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成29年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成29年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること